昭和31年6月創刊　令和8年11月6日発行　第783号

Maido!

中小企業と組合をサポートします。
創業・起業を応援！

2026 秋号 Autumn

https://www.maido.or.jp


第68回中小企業団体大阪大会


第68回中小企業団体大阪大会

特集

• 第68回中小企業団体大阪大会を開催

大阪府中央会お知らせコーナー

- 価格転嫁は「交渉」で終わらない
 ー業種別のポイントと、実践につなげる価格交渉ー
- 「40年に一度の大改正」に備える!
 今すぐ見直すべき「労働時間管理」の基礎と実践
- 法人版事業承継税制（特例措置）と非上場株式評価方式の見直し

大阪府中小企業団体中央会

安心　安全　国がつくった

小規模企業者のみなさま

小規模企業共済

こんなお悩みありませんか？



- 将来設計に不安を感じる
- 無理のない掛金で積み立てをしたい

POINT 1 将来の生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT 2 無理なく積み立て

掛金月額は1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT 3 今の経営のサポートにも

掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

＼ こんな方が加入できます ／

- 個人事業主 フリーランス
- 小規模企業等の経営者・役員
- 個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済　検索

Be a Great Small
中小機構

目　次

2026年　秋号　783号

特　集

第68回中小企業団体大阪大会を開催 …… 2

組合支援事業関連情報

【WEB研修】令和８年度　大阪府委託事業
「中小企業組合運営指導事業研修
（決算関係書類改善サポート）について」…… 18

「中小企業組合運営指導事業」Web研修会の開催について…… 19

会員組合　組合員企業向けDXの取り組みについて…… 20

大阪府中央会お知らせコーナー

「令和８年熊本地震」義援金のご報告とお礼…… 22

価格転嫁は「交渉」で終わらない
ー業種別のポイントと、実践につなげる価格交渉ー…… 24

「40年に一度の大改正」に備える！
今すぐ見直すべき「労働時間管理」の基礎と実践…… 28

法人版事業承継税制（特例措置）と非上場株式評価方式の見直し… 30

大阪府中央会主な実施事業

人材確保対策セミナーを開催！
～補助金・助成金の活用とSNS時代の採用戦略を学ぶ～ …… 32

高知県ものづくりLABO様との意見交換会･交流会を開催しました
～大阪府中小企業女性中央会（ELLE-Place（エル プラス）大阪）～ …… 33

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…… 34

中央会日記

大阪府中央会の行事予定…… 40

第68回中小企業団体大阪大会を開催

去る９月１７日（木）ホテルニューオータニ大阪において、第６８回中小企業団体大阪大会を開催致しました。

大会では、「中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給対策の強化、業績改善・向上を伴う持続的な賃上げの実現、取適法の遵守徹底により実行性ある価格転嫁対策、官公需適格組合制度の活用促進に向けた発注機関への指導強化」等を重点とする総合委員会をはじめ、金融、税制、労働、商業・流通、工業・環境の各専門委員会より提出された２９件の要望事項並びに大阪府中央会を含む４団体共催による「大阪府中小企業再生に関する要望」を満場一致で決議し、「要望書」として近畿経済産業局長（代理：谷原産業部長）、大阪労働局長、大阪府知事（代理：東口商工労働部長）に手交しました。

なお、本大会の要望事項は、１１月１９日に熊本県において開催される第７８回中小企業団体全国大会を経て、また「大阪府中小企業再生に関する要望」についても、後日、内閣総理大臣、各省大臣などに送付します。

大会の目的

わが国経済は、高水準の賃上げを背景に所得環境の改善が進み、政府の総合経済対策による物価高対策や危機管理投資・成長投資の取り組みが進展する中、今後の成長率向上が期待されている。その一方で、多くの中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）においては、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰、賃上げ・設備投資の原資確保、原材料や諸物価の高騰、進まない価格転嫁、深刻な人手不足など様々な経営課題に直面している。

このような状況を克服し、中小企業等が今後の持続的な成長、発展に向けた新たな事業展開を図るためには、官公需を含めた適切な価格転嫁の徹底、省力化補助金や新ものづくり補助金による生産性向上支援、賃上げ促進税制等各種税制の活用促進など、各種支援策を速やかに実施していく必要があり、そのためには、専門支援機関である本会及び中小企業組合を始めとする連携組織が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

本大会は、府内中小企業団体の代表が一堂に会し、団結と連携のもと自らの決意を内外に表明するとともに、国や大阪府等に対し積極的な中小企業施策の推進を強く訴え、企業経営の安定と繁栄を図り、もって我が国経済社会の発展に寄与せんとするものである。

大会の内容

1．講　　演
2．会長挨拶
3．来賓祝辞
　近畿経済産業局、大阪労働局、大阪府
4．来賓紹介
5．表　　彰
　知事表彰（組合経営功労者）
　会長表彰（優良組合）
　（組合経営功労者）
　（組合事務局優秀専従者）
　（中央会共済事業促進優秀者）
6．議長選任
7．議案審議
8．議案採決
9．決　　議
10．宣　　言
11．大阪府中小企業再生アピール
12．大阪大会決議・宣言／「要望書」手交
13．会員交流会

1．講　演

ジャーナリストの櫻井よしこ氏より、「激動する世界と日本の進路」をテーマにご講演いただきました。

はじめに、高市早苗氏が女性で初めて内閣総理大臣に就任したことについて、長年の交友を通じて人柄を知る立場から、「本当に素晴らしいことであり、日本の未来に明るい兆しだ」と評されました。

続いて、米国や中国の動向を踏まえ、日本の外交のあり方について「力を重視する中国やロシアに対しては、『相手を刺激しない』ことを優先してきた従来の外交はもはや通用しない」と指摘され、「首相が国際情勢の現実を踏まえて日本外交の新たな方向性を打ち出すべきであり、基本方針の転換は政治

家の役割である」と述べられました。

最後に、台湾情勢について、「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事である」との見解を示され、「日本が自ら防衛の意志と力を示すことが台湾の現状維持の鍵である」と述べて講演を締めくくられました。



講演
櫻井　よしこ氏

今回のご講演は、めまぐるしく変化する国際情勢の中で、日本がどのような進路をとるべきかを考える機会となり、参加者にとって大変有意義なものとなりました。

２．大会会長挨拶



大阪大会開会挨拶
大阪府中小企業団体中央会
野村会長

（挨拶要旨）

本日、国・大阪府・中小企業団体のご来賓の方々、ならびに多くの会員の皆様にご参加いただき、第６８回中小企業団体大阪大会を盛大に開催できましたことに、厚くお礼申し上げます。

７月２８日の熊本地震をはじめ、８月から９月上旬にかけては全国各地で記録的な豪雨が発生いたしました。被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。「令和８年熊本地震中央会義援金」には多くの会員組合からご協力を賜りました。お寄せいただいた義援金は、全国中央会を通じて熊本県中央会へお届けする予定です。

また、本日表彰を受けられる皆様、永年のご尽力に敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

さて、我が国経済は緩やかな回復基調にあるとされますが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。自然災害に加え、アメリカとイランの軍事衝突とホルムズ海峡の緊迫化により、原材料費や物流コストが上昇しています。さらに物価高、人手不足、価格転嫁の遅れなど、多くの課題に直面しております。

こうした中、大阪府の最低賃金は５４円引き上げられ、１２３１円となりました。一定の引き上げは必要ですが、価格転嫁が進まない中小企業・小規模事業者にとって、賃上げの原資を確保することは極めて困難です。政府には、事業所の９９％を占める中小企業・小規模事業者の実情を踏まえ、実効性のある価格転嫁対策などの支援を強く期待いたします。

本会では今年度、大阪府の委託を受けて「中小企業価格転嫁支援事業」を実施しており、中小企業・小規模事業者の適切な価格転嫁を後押ししてまいります。また、あわせて「新事業進出・ものづくり補助金」と「中小企業省力化投資補助事業」の地域事務局として、生産性の向上を支援してまいります。会員組合並びに企業の皆様のニーズに対応した支援に全力で取り組んでまいりますので、何なりと事務局へご相談ください。

本日は、各専門委員会から提出された要望事項をご審議いただきます。燃料油の安定供給、物価高騰対策や価格転嫁対策、賃上げ促進税制の拡充などに関するものです。ご臨席の関係機関の皆様には、予算措置を含めたご支援をお願い申し上げます。

結びに、引き続き中央会の事業活動へのご理解とご支援をお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

３.４.来賓祝辞



近畿経済産業局長
（代理：谷原産業部長）



蒔苗大阪労働局長



大阪府知事
（代理：東口商工労働部長）

5. 表　彰

大阪府知事表彰として１４名が、大阪府・東口商工労働部長から表彰状並びに記念品を授与されました。また、大阪府中小企業団体中央会会長表彰では、優良組合５組合、組合経営功労者７６名、組合事務局優秀専従者１７名、中央会共済事業促進優秀者５名が受賞。野村会長から、それぞれに表彰状ならびに記念品が授与されました。（詳細は６頁～８頁）



知事表彰受賞者総代
大阪玩具事業協同組合　理事長　西川　貴士氏



優良組合表彰受賞者総代
阪堺事業協同組合　理事長　山﨑　裕幸氏



組合経営功労者表彰受賞者総代
全日本ブラシ工業協同組合　理事長　野田　明宏氏



組合事務局優秀専従者表彰受賞者総代
協同組合関西地盤環境研究センター
事務局長　西野　真海氏



中央会共済事業促進優秀者表彰受賞者総代
大樹生命保険株式会社大阪支社　樋上　智子氏

6.7.8.議事

大会議長には野村会長を選出し、大阪府中央会吉木副会長による議案説明の後、２９件の要望が一括上程され、満場一致で可決されました。
（詳細は１１頁～１４頁）



各専門委員会提出議案（案）説明
大阪府中央会　吉木副会長

9.10.決議・宣言

大会決議（案）を吉田副会長が、大会宣言（案）を樫山副会長がそれぞれ力強く読み上げ、満場一致で可決決定されました。（全文は１５・１６頁）



大会決議（案）発表
大阪府中央会　吉田副会長



大会宣言（案）発表
大阪府中央会 樫山副会長

11. 大阪府中小企業再生アピール

大阪府商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、全大阪小売商団体連盟、大阪府中小企業団体中央会の４団体共催による「大阪府中小企業再生に関する要望（案）」が大阪府商工会議所連合会川村副会長より読み上げられ、満場一致で採択されました。（全文は１７頁）

12. 大阪大会要望事項／「大阪府中小企業再生に関する要望」手交

大阪大会で決議された要望事項と採択された「大阪府中小企業再生に関する要望」を「要望書」として、各政党（自由民主党、大阪維新の会、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党）の代表者及び近畿経済産業局、大阪労働局、大阪府に手交しました。（全文は１７頁）



「大阪府中小企業再生に関する要望」発表
大阪府商工会議所連合会
川村副会長



大阪大会要望事項／
「大阪中小企業再生に関する要望」手交

13. 会員交流会

大会終了後、来賓を囲んで会員交流会を開催いたしました。野村会長の挨拶に続いて、株式会社商工組合中央金庫　執行役員大阪支店長　村山裕昭氏より乾杯のご発声をいただき開宴となり、会員同士の交流が深まりました。



乾杯
株式会社商工組合中央金庫　執行役員大阪支店長
村山　裕昭氏

第68回中小企業団体大阪大会被表彰者（敬称略・順不同）

大阪府知事表彰（14名）

平川　容志	大阪府遊技業協同組合　理事長	山口　義雄	阪神造園建設業協同組合　副理事長
山中　政彦	大阪鰹節類商工業協同組合　理事長	椚座　寛之	大阪府鏡工業協同組合　副理事長
西川　貴士	大阪玩具事業協同組合　理事長	藤田　満	大阪府自転車軽自動車商業協同組合　副理事長
青木　孝浩	関西製菓製パン厨房機器協同組合　副理事長	奥藤　正治	大阪府自動車整備商工組合　副理事長
北川　守彦	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合　副理事長	原　清和	大阪ディスプレイ協同組合　副理事長
粟井　寛儀	大阪管工機材商業協同組合　副理事長	辻本　典彦	大阪・奈良税理士協同組合　副理事長
橘　雅三	全日本ブラシ工業協同組合　副理事長	木村伊治郎	大阪建築金物工業協同組合　副理事長

大阪府中小企業団体中央会会長表彰

優良組合（5組合）

阪堺事業協同組合　　GSC協同組合

協同組合ROC　　ACE協同組合

海外人材育成事業協同組合

組合経営功労者（76名）

三宅　正恒	西日本軽金属鋳物工業協同組合　理　事	齊藤　昇男	大阪府板硝子商工業協同組合　副理事長
有山　健一	西日本一般缶工業協同組合　理　事	高郷　重喜	阪神造園建設業協同組合　理　事
谷村　和彦	関西ダイカスト工業協同組合　副理事長	有元　義浩	近畿ダクト工事業協同組合　理事長
野﨑　恭伸	関西作業工具協同組合　副理事長	堂口　幸信	近畿ダクト工事業協同組合　理　事
永木　祥弘	関西作業工具協同組合　理　事	河野　正裕	近畿外壁仕上業協同組合　理　事
山本　眞也	大阪高圧ガス熔材協同組合　理　事	浦　政幸	大阪府建具協同組合　副理事長
尾辻　寛次	大阪高圧ガス熔材協同組合　理　事	河田　丈治	大阪府建具協同組合　専務理事
久保　克行	大阪学校給食パン･米飯協同組合　理事長	竹内　芳雄	関西シーリング工事業協同組合　理　事
吉田日士光	大阪学校給食パン･米飯協同組合　理　事	北浦雄之助	近畿建設軀体工業協同組合　専務理事

石田　聡	近畿建設躯体工業協同組合　理　事	中谷　晴之	大阪ディスプレイ協同組合　理　事
田中　敦	近畿建設躯体工業協同組合　理　事	福田　正博	大阪府医師協同組合　副理事長
岡田　勝	近畿建設躯体工業協同組合　理　事	土屋　久安	大阪屋外広告美術協同組合　理　事
松浦　志郎	近畿生コンクリート圧送協同組合　理　事	永橋　利志	大阪・奈良税理士協同組合　理事長
森本　美文	全国リニューアル工事業協同組合　理事長	林　武	大阪・奈良税理士協同組合　常務理事
佐賀　教三	全国リニューアル工事業協同組合　理　事	榊原　秀之	大阪・奈良税理士協同組合　理　事
渡邊　隆行	大阪府電気工事工業組合　副理事長	下河内邦彦	大阪・奈良税理士協同組合　監　事
橘　喜久雄	大阪府電気工事工業組合　常任理事	小路　博之	協同組合関西地盤環境研究センター　理　事
小畑　武	大阪府板金工業組合　副理事長	髙松　博司	協同組合関西地盤環境研究センター　理　事
松井　正裕	大阪鋳鉄工業組合　副理事長	秦　章	大阪府東洋療法協同組合　専務理事
田中　由虎	大阪木材仲買協同組合　常務理事	吉田　崇生	大阪府東洋療法協同組合　副理事長
村上　顕	大阪木材仲買協同組合　常務理事	野口　賀蔵	大阪府遊技業協同組合　副理事長
辻　民雄	大阪木材仲買協同組合　理　事	鷺丸雄一郎	大阪府遊技業協同組合　副理事長
松本　透	大阪木材仲買協同組合　理　事	大山　秀一	大阪府遊技業協同組合　副理事長 兼会計理事
福味洋一郎	近畿ドキュメントサービス協同組合　副理事長	童　国鴻	大阪府遊技業協同組合　副理事長
和田　英剛	近畿ドキュメントサービス協同組合　副理事長	河瀬　富良	協同組合大阪コラボレーションマネージメント　理　事
石川　敬一	近畿ドキュメントサービス協同組合　副理事長	山﨑　裕幸	阪堺事業協同組合　理事長
依田　大藏	大阪府自転車軽自動車商業協同組合　理　事	野田　明宏	全日本ブラシ工業協同組合　理事長
梅田　真吾	大阪鋲螺卸商協同組合　理　事	髙橋　徹	全日本ブラシ工業協同組合　理　事
杉原　隆史	大阪機械器具卸商協同組合　理　事	武林　美孝	全日本ブラシ工業協同組合　理　事
渡辺　喜弘	大阪機械器具卸商協同組合　理　事	橋本　浩一	大阪府鏡工業協同組合　理　事
多田寿恵広	大阪府水産物卸協同組合　理　事	池田　謙一	大阪ジュエリー工芸協同組合　理事長
髙橋　敦司	大阪塗料商業協同組合　前理事	小玉　弘毅	大阪ジュエリー工芸協同組合　副理事長
土谷　幸三	協同組合大阪ガスサービスショップ協会　副理事長	植田　裕二	大阪ジュエリー工芸協同組合　副理事長
落合起代子	協同組合大阪ガスサービスショップ協会　理　事	野条　久寿	大阪府テントシート工業組合　副理事長
川﨑　康平	大阪オートバイ事業協同組合　理　事	貫野　敏宏	大阪府自動車整備商工組合　理　事
越山　久雄	鶴見花き卸売市場協同組合　理　事	佐伯　法夫	大阪府自動車整備商工組合　理　事

柏倉　朗	大阪府自動車整備商工組合　理　事	志賀　大彦	大阪府ITサポート企業組合　理　事
原口　敦也	大阪府自動車整備商工組合　理　事	本田　治	協同組合大阪写真家協会　理　事

組合事務局優秀専従者（１７名）

小島　早智	大阪高圧ガス熔材協同組合	仲西　渉	協同組合関西地盤環境研究センター
平井　修	近畿倉庫事業協同組合	田上　大稀	協同組合関西地盤環境研究センター
田中　芽生	大阪府塗装工業協同組合	西野　真海	協同組合関西地盤環境研究センター
和田　裕子	大阪府電気工事工業組合	髙山乃理子	大阪経営振興協同組合
石田　瑠美	大阪府電気工事工業組合	藤澤　和博	大阪府遊技業協同組合
堀内　香鈴	大阪府板金工業組合	レティホンヴァン	協同組合グッドウィル
森　勝徳	大阪中小商工業経営協同組合	井上　裕美	阪堺事業協同組合
西端　祐希	大阪府医師協同組合	古谷　智子	全日本ブラシ工業協同組合
西村　龍平	大阪府医師協同組合	井上喜美子	大阪府警備業協同組合

中央会共済事業促進優秀者（５名）

樋上　智子	大樹生命保険株式会社　大阪支社	中野　安彦	大樹生命保険株式会社　大阪支社
戸張　千草	大樹生命保険株式会社　大阪支社	中西　利花	大樹生命保険株式会社　大阪支社
中西　一真	大樹生命保険株式会社　大阪支社		

ご来賓一覧（順不同・敬称略）

所属名	役職名	氏　名
自由民主党	大阪府支部連合会　会長	松川　るい
自由民主党	衆議院議員	谷川　とむ
自由民主党	衆議院議員	中山　泰秀
自由民主党	衆議院議員	東田　淳平
自由民主党	衆議院議員	宗清　皇一
日本維新の会	衆議院議員	青柳　仁士
日本維新の会	衆議院議員	池下　　卓
日本維新の会	衆議院議員	いとう信久
日本維新の会	衆議院議員	岩谷　良平
日本維新の会	衆議院議員	奥下　剛光
日本維新の会	衆議院議員	黒田　征樹
日本維新の会	衆議院議員	高見りょう
日本維新の会	衆議院議員	西田　　薫
日本維新の会	衆議院議員	萩原　　佳
日本維新の会	衆議院議員	美延　映夫
日本維新の会	参議院議員	浅田　　均
日本維新の会	参議院議員	岡崎　　太
日本維新の会	参議院議員	佐々木りえ
大阪維新の会	政務調査会長	藤田　　暁
大阪維新の会	大阪府議会議員	西林　克敏
公明党	大阪府本部　代表代行	杉　　久武
公明党	参議院議員	石川　博崇
公明党	参議院議員	杉　　久武
公明党	参議院議員	司　　隆史
公明党	大阪府議会議員	八重樫善幸
国民民主党	大阪府連　幹事長	白岩　正三
立憲民主党	大阪府総支部連合会　幹事長	野村　生代
立憲民主党	大阪府議会議員	山田　健太
日本共産党	大阪府委員会	石川　たえ
大阪府議会	副議長	中野　稔子
近畿経済産業局	産業部長	谷原　秀昭
近畿経済産業局	中小企業課　課長補佐	内見　侑人
大阪労働局	局長	蒔苗　浩司
大阪労働局	雇用環境・均等部長	大高和久里
近畿農政局	経営・事業支援部　食品企業課長	吉田　　倫
近畿農政局	経営・事業支援部　食品企業課　課長補佐	坂本　弘毅
公正取引委員会　事務総局	近畿中国四国事務所　取引適正化管理官	山本　大輔
大阪府商工労働部	部長	東口　勝宏
大阪府商工労働部	中小企業支援室長	勝見　友一
大阪府商工労働部	中小企業支援室商業振興課長	奥野　憲一
大阪府商工労働部	商業振興課　団体グループ　課長補佐	石橋　厚利
大阪府商工労働部	商業振興課　団体グループ　総括主査	久米　　元
大阪府商工労働部	商業振興課　団体グループ　主事	山崎　友輝
大阪市経済戦略局	産業振興部長	太田　守二
地方独立行政法人大阪産業技術研究所	副理事長兼法人経営本部長	石木　慎一
大阪府商工会議所連合会	副会長	川村　　慶

所属名	役職名	氏　名
大阪商工会議所	理事・中小企業振興部長	井上　　毅
公益財団法人大阪産業局	常務理事	和田真貴子
大阪府商工会連合会	専務理事	池田　純子
独立行政法人日本貿易振興機構	大阪本部長	二宮　康史
公益社団法人関西経済連合会	労働政策部　部長	平岡　潤二
一般社団法人大阪卸商連合会	会長	吉木　　学
一般社団法人大阪卸商連合会	専務理事	山田　桂三
全大阪小売商団体連盟	会長	千田　忠司
全大阪小売商団体連盟	事務局長	藤原　正宏
一般財団法人大阪労働協会	専務理事兼事務局長	川﨑　浩二
独立行政法人中小企業基盤整備機構	近畿本部　副本部長	宮本美希代
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	大阪支部　統括	寺床　真悟
一般社団法人大阪中小企業診断士会	理事	柴田　将芳
一般社団法人大阪中小企業診断士会	理事	秦　　博雅
大阪府社会保険労務士会	副会長	岩井　真規
株式会社商工組合中央金庫	常務執行役員大阪駐在本部統括	佐野　吉浩
株式会社商工組合中央金庫	執行役員大阪支店長	村山　裕昭
株式会社商工組合中央金庫　堺支店	次長	本田　浩人
株式会社商工組合中央金庫　船場支店	支店長	西林　幸敏
株式会社商工組合中央金庫　東大阪支店	支店長	宮川　　誠
株式会社日本政策金融公庫　大阪支店	国民生活事業　筆頭副事業統轄	檀上　智洋
株式会社日本政策金融公庫　大阪支店	中小企業営一事業　筆頭副事業統轄	山口　智幸
大阪信用保証協会	常務理事	川口　雅子
大樹生命保険株式会社	大阪支社長	山口　祐市
大樹生命保険株式会社	法人推進部長	大畠　忠三
大樹生命保険株式会社	北大阪支社長	内山　　輝
大樹生命保険株式会社	北大阪支社　法人課長	西澤　正浩
大樹生命保険株式会社	南大阪支社長	小関　和之
大樹生命保険株式会社	南大阪支社　法人担当課長	中上　光弘
損害保険ジャパン株式会社	大阪企業公務部第一課長	森　　久之
損害保険ジャパン株式会社	大阪企業公務部第一課　課長代理	武井　　淳
東京海上日動火災保険株式会社	関西法人営業部 次長兼公務チーム　課長	昌山　恭士
東京海上日動火災保険株式会社	関西法人営業部 公務チーム　副主査	花田　桃佳
大阪府中小企業組合士協会	副会長	名和　秀記
大阪府官公需適格組合協議会	会長	冨田　直人
大阪府中小企業団体中央会	顧問弁護士	藤原　弘朗
大阪府中小企業団体中央会	顧問税理士	井関　新吾
大阪府中小企業団体中央会	顧問税理士	坂本　幹雄
大阪商業大学	総合経営学部 教授	太田　一樹
大阪産業大学	経営学部経営学科 教授	田中　宏昌
株式会社ラクス	パートナーアライアンス統括部	笹川　郁未
デル・テクノロジーズ株式会社	アカウント エグゼクティブ	吉田　信弘
リコージャパン株式会社　大阪支社	大阪コーディネート第一営業部 中央第一コーディネートグループ	佃　　真吾
リコージャパン株式会社　大阪支社	大阪コーディネート第一営業部 基幹コーディネート１グループ	大六野　浩

第68回中小企業団体大阪大会要望事項

【重点要望事項】は太字で示しています。

総　合

1．中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給に必要な対策を強化すること。加えて、中小企業を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえ、物価高騰、円安、海外情勢の影響に対応するため、エネルギー・原材料価格等の高騰抑制など物価高騰の抑制に向けた総合的な経済対策を国主導で推進し、中小企業・小規模事業者が安定的かつ持続的に成長・発展していくための総合的な支援策を講じること。

2．中小企業･小規模事業者が､業績の改善･向上を伴う構造的な賃上げが可能となるよう､次の支援策を講じること。
（1）中小企業が業績の改善・向上を伴う持続的な賃上げができるよう、「強い経済を実現する総合経済対策」等あらゆる施策を総動員して、賃上げの原資が確保される環境整備を図るとともに、支援策の強化・拡充を図ること。
（2）賃上げに関する補助金・助成金について、要件緩和や応募・申請手続きの簡素化を行うこと。

3．中小企業・小規模事業者が十分な価格転嫁が行えるように次の対策を講じること。
（1）十分な価格転嫁が可能となるように、中小受託取引適正化法（取適法）の遵守を徹底する策を講じ、実行性のある価格転嫁対策を政府主導で推進すること。
（2）中小企業等協同組合法に基づく団体協約制度の周知・普及を強化し、活用を促進するとともに、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化を図ること。

4．国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需対策を拡充・強化するため、次の対策を講じること。
（1）官公需発注機関に対して、官公需適格組合制度を周知・活用促進するために、地方自治法施行令167条の２第１項に「経済産業省の認定を受け都道府県中央会会員である官公需適格組合と契約するとき」の規定を追加すること。
（2）「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率を上回る契約実績を達成すること。価格転嫁・取引適正化の徹底が明記されているが、その内容が、国・地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう徹底すること。併せて国は、全ての地方公共団体で基本方針を作成するよう指導すること。
（3）官公需の予定価格に最新の足元の価格動向を速やかに反映する仕組みを強化するとともに、国や地方自治体の発注機関に対し価格転嫁について指導強化を徹底すること。

5．中小小規模事業者の新たな成長、持続的発展に向けた取組みを後押しするため、ＩＴの導入やデジタル化による生産性向上、業態変革の取組みを支援する「デジタル化・ＡＩ導入補助金」等については、必要とする中小小規模事業者での活用がより進むように強化・拡充を行うこと。

6．組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会に対し、中小企業等協同組合法第７４条に規定された事業を円滑に行うことが出来るよう、中小企業等協同組合法に中小企業団体中央会に対する国及び都道府県の財政措置を明記すること。
　また、都道府県中央会の実施事業への補助金が減少傾向にある中で、会員組合中心の支援にならざるを得ない状況であり、非会員組合を含めた支援ができるよう十分な予算措置を講じること。

金　融

1．日本銀行は、２%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったとして、継続的に政策金利の引き上げを行った。中小・小規模事業者は、物価と賃金の好循環を実現できる経営環境に至ってい

ないことから、中小・小規模事業者の経営環境が整うまでの間は、政策金利をこれ以上引き上げないこと。

2．中東情勢や米国関税措置等に伴い、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は一層の厳しさが増している。国際情勢の影響を受ける中小・小規模事業者に、過度な金利を負担させることなく、安定的な資金確保が行えるよう、低金利での融資制度を新たに創設すること。

3．商工組合中央金庫は、令和８年３月に策定された長期戦略・変革プランについて、中小・小規模事業者が持続的な事業運営を行えるよう、プランの実現に向けた事業実施計画を策定するとともに、「真に中小企業の役に立つ金融機関」として中小・小規模事業者が抱える課題の解決を図ること。

税　制

1．中小企業向け賃上げ促進税制の措置拡充を講じるとともに、恒久化を図ること。

2．事業承継税制の特例措置について、申請状況や承継の進捗を注視しつつ、期限間際の混乱や社会情勢を鑑み、さらなる期限の延長や、要件及び手続きの見直しを実施すること。

3．インボイス制度については、中小企業・小規模事業者の負担軽減を図るため、次の対応策を講じること。
（1）事業協同組合が免税事業者である組合員と取引を行った場合、インボイスを発行できる、または免除することにより仕入税額控除ができるような特例を設けること。
（2）少額特例を恒久的措置とすること。
（3）インボイス制度への対応に取り組む事業者の負担軽減のため、消費税と所得税の確定申告の期限を統一すること。

4．中小企業・小規模事業者の法人税の軽減税率について、その措置を恒久化すること。

5．中小企業投資促進税制について、成長意欲を有する中小企業が持続的な設備投資を行えるよう対象設備の拡大及び適用期限の延長を行うこと。

6．飲食料品等の消費税減税、給付付き税額控除の実施にあたっては、需要減退が大きくなると見込まれる外食産業などの影響が大きい業種や業態への対策を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の事務負担に配慮した制度設計を行うこと。

7．令和９年３月３１日に期限が到来する軽油引取税の課税免除措置の期間を延長すること。

労　働

1．少子高齢化や人口減少によって、人材不足の深刻化と採用難が喫緊の課題である中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）に対する人材確保のための支援を充実・強化すること。とりわけ、高校新卒者を含めた若年求職者がマッチングしやすくなるよう、高校新卒者の採用制度見直しや、ハローワークの機能強化を図るとともに、民間の人材紹介会社を活用した支援策を講じること。

2．地域別最低賃金の引上げについては、都道府県の状況（特に中小企業等の支払能力）を十分に踏まえた審議を行うこと。あわせて、中小企業及び小規模事業者が最低賃金引上げへの対応を十分に行なうことができるよう、賃上げ原資の確保に資する有効な支援策を一層充実・強化すること。
　また、最低賃金については、地域の実情を踏まえつつ、改定決定から発効日までに十分な準備期間が確保されるよう、中央最低賃金審議会において適正な発効日を明示すること。

3．技能実習制度に代わる新たな在留資格「育成就労」については、制度移行に伴う混乱を避けるため、技能実習制

度から育成就労制度への円滑な移行に向けた手続き支援や相談体制等を一層充実・強化すること。また、制度移行に伴い、技能実習制度における２号移行対象職種については、すべて育成就労制度の受入対象職種とするとともに、人手不足の実態を踏まえ、必要な職種について受入対象の拡大を図ること。
　あわせて、育成就労制度、特定技能制度において外国人材を受け入れ・育成する中小企業・小規模事業者に対し、日本語教育に対する支援措置の充実等、必要な支援策を講じること。

4．中小企業・小規模事業者が、「年収の壁」への対応をはじめとする雇用環境の変化に直面する中において、人材の確保・定着を図ることができるよう、引き続き必要な制度整備及び支援策を講じること。
（1）人材不足の課題解消及び就業調整の抑制を図るため、扶養控除及び配偶者控除における年収要件について、撤廃を含めた抜本的な見直しを引き続き行うこと。
（2）中小企業・小規模事業者における人材の確保・定着及び従業員の実質賃金の引上げを図るため、中小企業・小規模事業者の従業員に限定した新たな所得控除を創設すること。
（3）厚生年金保険の加入要件の見直しが進められる中においては、中小企業・小規模事業者の経営に負担が生じることのないよう、通勤手当については社会保険料の算定対象外とするなど、事業者の社会保険料負担軽減につながる実効性のある支援措置を講じること。

5．厚生労働省の労働政策基本部会報告書「急速に変化する社会における、地方や中小企業での良質な雇用の在り方」で示された「労働生産性の向上」・「労働参加率の向上」については、次の点を重点に検討すること。
（1）「労働生産性の向上」については、これまで以上に産業政策との連携を深めて、中小企業の労働生産性向上への支援を充実強化すること。
（2）「労働参加率の向上」については、働き方改革関連法による労働時間上限規制について、「働き方改革関連法施行後５年の総点検」の調査結果等も踏まえ、人手不足の解消に資する制度改善や実効性のある支援策を講じること。
（3）人材不足が深刻化する中小企業・小規模事業者の実態を踏まえ、柔軟で多様な雇用を促進する観点から時間外労働に係る要件の在り方や裁量労働制・変形労働制を含む労働時間制度について、見直し・改善を行うこと。

6．社会保険料については、中小企業の経営実態等に十分配慮し、事業主に対する社会保険料負担の軽減に繋がるよう、引き続き、公費負担の在り方を含めた抜本的な制度見直しを検討すること。
　雇用保険料については、安易に雇用保険料率の引き上げに頼ることのないよう、国庫の負担割合を引き上げるなど、制度の見直しを行うこと。

商業・流通

1．中小・小規模事業者の公正な取引環境定着のため次の対策を講じること。
（1）貨物自動車運送事業法の一部改正および貨物自動車運送事業の適正化のための体制整備等の推進に関する法律の改正を踏まえ、運送業界における公正な取引環境の一層の推進を図るため、上記二法等関連法令の周知徹底を行うこと。また、必要となる管理実務について支援を行うこと。
（2）中小受託取引適正化法の実効性が図られるように関係省庁が連携して適切な指導・助言を行うこと。

2．今後も訪日外国人の増加が見込まれるため、インバウンド需要を幅広い業種の中小・小規模事業者にも波及させ、経済的効果を享受できるよう、実効性のある施策を講じること。

3．厳しい経営環境に直面する中小卸売・小売業が人材不足や人件費高騰、多様化する消費者ニーズなどの課題に対応できるよう、大手ＥＣサイトへの出店に対する技術的な支援策の充実強化を図ること。

4．流通業務市街地整備法は、現在の商業・流通環境に齟齬をきたしているため、業種制限等を廃止し、卸商業団地において異なる業種・業態の誘致や用途拡大等、資産の有効活用が図れるよう、制度改正を行うこと。

工業・環境

1．原油は、ガソリン・軽油などの燃料のほか、プラスチックや包装資材など化学製品の原料としても幅広く利用される重要な資源である。一方で、我が国は原油供給の９割超を中東地域からの輸入に依存しており、今般のイラン情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰で、物流・製造コストが大幅に上昇するなど、中小小規模事業の経営に深刻な影響を与えている。

　こうした状況を踏まえ、国においては、ホルムズ海峡を経由しない原油の代替調達を加速するとともに、燃料油価格激変緩和措置を柔軟かつ機動的に運用するなど、原油の安価かつ安定的な確保に万全を期すこと。

　また、エネルギーコストの急激な負担増は、価格転嫁が進んでいない中小・小規模事業者の事業継続にも影響を及ぼすため、エネルギー価格の動向に応じて、柔軟かつ機動的に負担軽減策を行うこと。

　あわせて、中長期的な観点からエネルギーコストの削減を進めるため、電力使用量の削減につながる省エネルギー設備の導入についても、支援策の継続・拡充を図ること。

2．中小企業の持続的な成長と生産性向上を実現するためには、革新的なサービス開発、試作品開発、新たな事業への進出、省力化設備の導入などを継続的に支援することが不可欠である。

（1）「新事業進出・ものづくり補助金」及び「中小企業省力化投資補助金」について、次の対策を講じること。

①十分かつ継続的な予算措置を講じ、制度の恒久化を図ること。

②より多くの中小企業が活用できるよう、賃上げをはじめとする申請・受給の要件を緩和すること。

③補助金の円滑な実施を支える事務局の機能が十分に発揮されるよう、必要な予算措置を含め、体制の充実強化を図ること。

（2）特に、「中小企業省力化投資補助金」においては、次の対策を講じること。

①「カタログ注文型」について、省力化製品のカタログへの登録条件等を見直し、多くの製品が登録されるよう、要件の緩和及び手続きの簡素化を講じること。

②「一般型」について、制度の趣旨である「簡易で即効性のある補助金」として機能するよう、申請要件の緩和及び手続きの簡素化を図ること。

③国が進める「省力化投資促進プラン」の対象１３業種について、当該補助金を積極的に活用できるよう、必要な施策を講じること。

④中小企業の生産性向上支援を担う「生産性向上支援センター」と補助金事務局との連携は、補助金の効果的な活用や事業成果の向上に重要であることから、連携強化に向けた施策を講じること。

3．国は、中小企業組合及び中小企業におけるＳＤＧｓへの自主的な取組を一層促進するため、目標設定や実践につながる普及啓発を強化すること。あわせて、中小企業組合及び中小企業がＳＤＧｓに基づく目標設定と目標達成に向けた取組を着実に推進できるよう、取組内容を評価・可視化する認定制度を創設するとともに、認定を受けた企業等に対し、各種補助金審査における加点項目化や、公共調達・入札参加資格における評価・優遇措置など、実効性のある支援策を構築すること。

第68回中小企業団体大阪大会決議

本大会において採決された、物価高騰の抑制に向けた総合的な経済対策、持続的な賃上げを実現するための安定した原資の確保、団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化、官公需適格組合への発注増大や物価高に伴う価格転嫁対策の実施など総合的な政策関係６件や、日本銀行の政策金利の据置き、低金利での融資制度の創設など金融関係３件、中小企業向け賃上げ促進税制の措置拡充と恒久化、事業承継税制の特例措置など税制関係７件、若年求職者の就業支援策の強化・拡充、「育成就労制度」への円滑な移行に向けた手続きなど労働関係６件、中小・小規模事業者の取引条件改善に向けた公正な取引環境の整備など商業・流通関係４件、原油等のコスト削減や安定的な供給についての支援策の継続・拡充、「ものづくり補助金」並びに「中小企業省力化投資補助金」の恒久化など工業・環境関係３件、これら重点要望14件を含む合計29件の要望事項は、中小企業・小規模事業者が、進まない価格転嫁、常態化する人手不足問題、企業物価指数の高騰など多くの課題を克服し、事業を継続していくためには欠かすことのできないものである。

我々は、ここに中小企業団体大阪大会のもと、その総力を結集して要望事項の早期実現を国及び大阪府に対して、強く求めるものである。

また、中小企業団体中央会に対する「中小企業連携組織対策事業補助金」は、三位一体の改革において国の事業が廃止され、平成18年度より都道府県の一般財源による補助事業となった。しかしながら、大阪府は平成23年度に補助事業を廃止し、委託事業として措置しているが、十分とは言えない。中小企業等協同組合法第74条で規定されている諸事業を円滑に実施するため、必要な予算措置を大阪府及び国に対し、引き続き求めていく。

以上、決議する。

令和８年９月17日

第68回中小企業団体大阪大会

第68回中小企業団体大阪大会宣言

わが国経済は、高水準の賃上げや政府の経済対策を背景に、雇用・所得環境の改善が進み、景気の緩やかな回復が期待されている。一方で、原材料・エネルギー価格や人件費の上昇、進まない価格転嫁、深刻な人手不足などに加え、国際情勢の不確実性もあり、先行きは依然として不透明な状況にある。

このような中、多くの中小企業・小規模事業者は、賃上げや設備投資の原資確保、原材料・エネルギー価格の高騰、人材確保、事業承継、デジタル化など、多くの課題対応に追われ厳しい経営環境下にある。

このような状況を克服し、中小企業・小規模事業者が持続的な成長・発展を図るためには、適切な価格転嫁の推進、生産性向上に向けた省力化投資や設備投資への支援、賃上げ促進税制等の各種支援策の活用促進が必要である。

こうした取り組みを着実に進めるためには、専門支援機関である大阪府中央会をはじめ、中小企業組合等の連携組織が果たす役割は、重要である。

本日、大阪府内の中小企業団体は、中小企業対策並びに組合等連携組織対策について重点要望14件を含む合計29件の要望事項を決議した。

国及び大阪府は、わが国経済・雇用を支えている中小企業・小規模事業者が希望を持ち、将来に向かって成長・発展していくことができるよう、中小企業への支援強化が今こそ必要であることを再認識し、本大会が決議した事項を早急に実現すべきである。

我々もまた、中小企業組合の基本理念である「相互扶助の精神」の下、経営資源の相互補完、経営革新や新事業展開等に積極的に取り組み、総力を挙げて自らの経営の安定と繁栄を図り、もってわが国経済の発展に寄与せんとするものである。

以上、宣言する。

令和８年９月17日

第68回中小企業団体大阪大会

大阪府　中小企業再生に関する要望

中東情勢の緊迫化は、中小企業等の経営に大きな影響を及ぼしている。ロシアのウクライナ侵攻、コロナ禍からの回復、米国の関税措置等に懸命に立ち向かいながら、数年かけて中小企業等が取り組んできた価格転嫁や生産性向上、賃上げ等の経営努力を飲み込んでしまいかねない。

政府には、足もとの急激な変化に即応できる、機動的な対策と予算措置を要望する。

また、構造的な人手不足に対応するため、中小企業等の生産性向上や省人化投資等の支援策を強化するとともに、関連予算を当初予算で十分確保すべきである。

さらに、万博を機に高まった「共創」の機運を活かし、経営資源に限りのある中小企業等が、様々な主体との共創によって成長できるよう、支援策を設計されたい。

かかる観点から、ここに我々４団体の総意として次の通り要望する。

記

1．中東情勢の影響を受ける事業者に対し、「マル経融資」の金利引き下げなど緊急融資制度の拡充による資金繰り支援の強化、雇用調整助成金の特例措置創設、取引適正化の徹底等、影響の度合いを見極めつつ、機動的な支援策を講じること。

2．生産性向上・省人化投資のための中小企業等関係予算を当初予算で措置し、重点的に支援する業種、技術等を選定した効果的な支援を進めること。また外国人材の活躍推進に向け、特定技能・育成就労の受入上限枠の見直しや技能実習２号移行対象職種と育成就労制度の対象職種の一致、現場のニーズを勘案した従事業務範囲の柔軟な拡大を行うこと。

3．官公需における価格転嫁率100%達成や中小受託取引適正化法の遵守徹底など、中小企業等の価格転嫁推進に向けた実効性ある対策を実施すること。

4．中小企業等の付加価値創出に向け、企業間の「共創」プロジェクトの組成を、「プロデューサー」「コーディネーター」等の専門家を活用し推進するとともに、企業間のマッチングを後押しすること。

5．2030年のIR開業を見据え、商店街観光を含むインバウンド観光の高付加価値化を支援するとともに、インバウンド集中地域でのトイレ、ゴミ問題等への対処等、オーバーツーリズム対策に取り組むこと。

6．賃上げ支援策の継続・拡充、事業再生支援の拡充を行うこと。とりわけ、中小企業等の円滑な事業承継のため、事業承継税制の恒久化、また取引相場のない株式の評価方法を確立すること。

7．小規模事業対策ならびに中小企業連携組織対策推進事業の地域間格差が生じないよう、全国的な基準や指針を示すなど、国の責任で大阪府を指導し、中小・小規模企業の支援体制に万全を期すこと。大阪府も両対策の必要性を強く認識し、十分かつ安定的な予算や実施体制の確保に主体的に努めること。

以　上

令和８年９月17日

大阪府商工会議所連合会
大阪府商工会連合会
大阪府中小企業団体中央会
全大阪小売商団体連盟

【WEB研修】令和８年度　大阪府委託事業「中小企業組合運営指導事業研修（決算関係書類改善サポート）について」

大阪府中央会では、大阪府の「中小企業組合運営指導事業」を受託し、組合が大阪府に提出された決算関係書類について、中小企業等協同組合法などの関係法令に基づき診断を実施しており、大阪府下の中小企業組合を対象に「決算関係チェックシート」として診断結果を送付しております。

つきましては、法令等を遵守して決算関係書類を作成していただくことを目的に、決算関係書類改善サポートに関するWEB研修を公開中です。是非ともご受講ください。

※受講の際には、お手元に貴組合の「決算関係チェックシート」をご用意ください。

●配信期間

令和８年８月よりYouTubeにて順次配信中。

●受講費・対象者

無料　どなたでもご視聴いただけます。

●テーマ　※第１部のみ、第２部のみご視聴いただいても構いません。

第１部「組合会計　決算の留意事項」「組合運営チェックシートにおける決算関係書類作成上の留意点」

（税理士法人コモンズ　税理士　坂本　幹雄氏）

組合の決算業務は、会社法とは異なる「組合独特」のルールが多く、戸惑うことも少なくありません。

送付いたしました「決算関係書類チェックシート」のチェックシート項目「Ⅱ　決算関係書類」に関連し、決算書の作成から総会提出、行政庁への手続きに至るまで、組合事務局として押さえておきたい実務の要点をお伝えします。「財産目録」や「剰余金処分案」など、組合特有の記載や定款に基づく適切な処理について確認する場としてご活用ください。

第２部「決算関係書類チェックシートについて」（提出状況、事業報告書、総会議事録）

送付いたしました「決算関係書類チェックシート」のチェックシート項目「Ⅰ　事業報告書」「Ⅲ　総（代）会議事録関係」に関連し、各項目の判定ポイントや様式について解説いたします。決算関係書類の作成時に迷いやすい箇所や、適正性を確認する際の視点、関連法規等を整理しておりますので、決算業務をより円滑に進めるための確認ツールとして、日頃の実務に役立てていただけますと幸いです。

●申込方法・期限

随時受付を行っております。フォームよりお申込みが可能です。

https://business.form-mailer.jp/fms/24ebf7e3353637

お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

大阪府中小企業団体中央会　連携支援部　連携支援課

Mail：renkeishien@maido.or.jp　　TEL：06-6947-4371

「中小企業組合運営指導事業」Web研修会の開催について

大阪府中央会では、大阪府からの委託を受け、協同組合の適正な事業運営に必要な知識の習得を目的として、中小企業等協同組合法や組合会計などをテーマとしたWeb研修会を開催いたします。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士を講師として、組合運営における課題とその対応策など、実務に役立つ内容をわかりやすく解説いたします。Web上での動画配信形式のため、職場やご自宅などからご都合の良い時間に受講いただけます。

●配信期間　　令和８年９月28日（月）～令和９年３月19日（金）

◆研修カリキュラム◆

配信期間	研修テーマ	研修目標
９月28日㈪～３月19日㈮	中小企業等協同組合法① ・組合の種類、性格、事業、出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務や事務手続き等に関する知識を習得する。
10月１日㈬～３月19日㈮	中小企業等協同組合法② ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員の資格、事務手続きに関する知識を習得する。
10月５日㈪～３月19日㈮	中小企業等協同組合法③ ・理事会、総会（総代会）の運営	理事会、総会（総代会）の適正な運営のために必要な知識を習得する。
10月８日㈬～３月19日㈮	中小企業等協同組合法④ ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後に、総会議事録・理事会議事録など行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。
10月12日㈪～３月19日㈮	中小企業等協同組合法⑤ ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を学習する。
10月15日㈬～３月19日㈮	組合運営・事業活性化① ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画（BCP）についての知識を習得する。
10月19日㈪～３月19日㈮	組合運営・事業活性化② ・組合のデジタル化について	組合運営に対するIT／IoTによる生産性向上を目指し、デジタル化に必要な知識を習得する。
10月22日㈬～３月19日㈮	組合運営・事業活性化③ ・生成AIの利活用について	組合運営及び事業活動の効率化・高度化を目指し、生成AIの基本的な仕組みや活用方法について理解を深め、活用できるよう必要な知識を習得する。
10月26日㈪～３月19日㈮	組合運営・事業活性化④ ・人材確保、人材育成について	組合運営の活性化に向け、人材確保及び人材育成の重要性の理解を深め、組合として取り組むべき基本的な考え方を学ぶ。
10月28日㈬～３月19日㈮	組合税務 １ ・事業協同組合等の税務の特例、非出資組合の税務の特例、企業組合、協業組合の税務の特例、組合税務とインボイス制度、税込経理と税抜経理等について	・税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 ・組合税務とインボイス制度、税込経理と税抜経理知識を習得する。
11月４日㈬～３月19日㈮	組合税務 ２ ・令和８年９月導入の国税庁次世代システム「KSK２」で税務調査等はどう変わる？	KSK２導入による税務調査への影響や対応に向けて必要な知識を習得する。
11月13日㈮～３月19日㈮	組合会計 １ ・組合と会社の相違、決算と総会までの手順、消費税の仕組み、法人税申告書作成までの手順、仕訳の基本、現金・預金・当座預金等について	・組合特有の会計について、身近な会社との違いから知識を習得する。 ・組合の本質を理解する。
11月23日㈪～３月19日㈮	組合会計 ２ ・営業外損益科目、決算整理手続き、組合の財産目録について、決算書の作成（貸借対照表・損益計算書）、組合決算書式（貸借対照表・損益計算書）等について	・決算整理手続きから出口となる貸借対照表、損益計算書についての知識を習得する。 ・脱退に伴う処理及び事業利用分量配当の損金算入についての知識を習得する。
12月１日㈫～３月19日㈮	組合決算 １ ・決算業務で重要なのは「処理の流れ」を押さえること、決算期をスムーズに乗り切るために、減価償却について改めて考える	組合における決算から総会開催までの知識を習得する。
12月８日㈫～３月19日㈮	組合決算 ２ ・決算手続き・通常総会開催の流れ、決算整理項目、教育情報事業の会計処理、理事と監事の職務について、事業計画と予算関係書類等について	決算手続き・通常総会開催の流れから理事と監事の職務及び事業計画と予算関係書類等についての知識を習得する。
７月31日㈮～３月19日㈮	決算関係書類提出書の適正な作成 ・チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類に記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目について、その適切な記載内容について学習する。

お申込み・お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会　連携支援部

TEL(06)6947-4372　FAX（06)6947-4374　mail：tyuoukai-lesson@maido.or.jp

詳細・申込：https://www.maido.or.jp/2026_uneisidou/

会員組合　組合員企業向け DXの取り組みについて

「ＤＸによる会員組合、組合員企業、中央会、三方良しの実現」にむけ、ＩＴの更なる活用拡大を前提にあらゆる会員サービスの業務を変革し、組合それぞれのニーズに沿った支援と本会業務の省力化と鮮度の高い情報活用を目指す中央会ＤＸ推進方針を定め、なお一層の会員サービスの向上に努めてまいります。

■中央会でできる支援

1．ニーズに応じたIT化・DXに関するセミナー講師派遣
大阪府中央会会員組合主催のセミナーや勉強会にニーズに応じた専門家や講師を派遣いたします。

2．IT化・DXに関する組合事業計画作成支援
組合として取り組んでいく事業の中でＩＴ化・ＤＸに関するテーマを検討されている場合、専門家を派遣し事業計画をまとめていく支援ができます。（例）「ＩＴ化・ＤＸ」「情報発信力強化」「サイバーセキュリティ」など

3．組合・組合員のIT化・DXに関する個別相談対応
大阪府中央会の中小企業活性化サポートセンターでは、経営、労務、税務、その他経営に関するあらゆる課題解決に向け登録専門家をコーディネートし組合・組合員企業の個別相談に対応します。

4．中央会提携企業によるITツール導入の提案
大阪府中央会にＩＴツール、ＩＴ機器の導入検討などの相談いただいた場合、次のページに記載の提携企業をご紹介できます。

5．IT化・DX関係中央会提携企業によるご優待
ＩＴ化･ＤＸ関係中央会提携企業からご提案いただいている、大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様にご活用いただける各種ご優待があります。

■大阪府中央会　提携企業

大阪府中央会では会員組合・組合員企業のＤＸ・ＩＴ化に向け、企業との提携を進めています。

●令和６年11月から提携

デル・テクノロジーズ株式会社

デル・テクノロジーズは、PC、モニター、サーバーなどの幅広い製品群からお客様にとって最適な製品を提供することで、皆様のDXの実現に貢献いたします。

▶担当者から一言

中小企業のDXに焦点を当てた新しい取組です。アドバイザーへのご相談で、ITツールの選定時間を大幅に短縮し、更にお得に購入できます。最新デバイスの活用で、日々の業務効率化を推進してください。

中央会会員様特典として、「特別値引き」、「ITアドバイザーへの購入相談の機会」をご提供いたします。

【特典の利用方法】

●弊社の営業担当を通じてご購入される場合、またはご購入に関するご相談がある場合は、下記までお気軽にご連絡ください。
メールアドレス: sbp.japan@dell.com
電話番号：050-1727-7601（ITアドバイザー直通）
9:00～17:30（土日祝休）
Point：ご連絡の際は、「大阪中央会の会員」であることと、「SBPプログラムの利用」をお伝えください。

●オンラインでのご購入を希望される場合は、専用サイト(www.dell.jp/dbp)へアクセスのうえ、専用登録コード「JPSBPMAIDO」（半角）を入力してメンバー認証を行ってください。

●令和６年４月から提携

リコージャパン株式会社

私達、リコージャパンはドキュメント、ITサービス、運用管理など製品に加え、お客様へのお役立ちによる価値提供を実践します。

▶担当者から一言

この度、中央会様との連携を軸に皆様方と関りを持てる事に喜びを感じております。私は御客様との「共感」をコンセプトとし、課題の抽出から改善提案を行って参ります。是非とも御相談をお待ちしております。

リコージャパンが御提供する「水曜ウェビナー」は毎週水曜日にお届けしているオンラインのセミナーとなります。

内容としては、御客様の日頃抱える業務課題の解決やトレンド情報の御紹介を行っています。このビジネスに役立つ情報コンテンツを毎回参加費無料で実施しておりますので、御活用頂けますと幸いです。

●１つのメールアドレスで複数端末から同一セミナーへのご参加は出来ません。
●受講用URLは、お申込いただいたメールアドレス宛に、開催前週の金曜日または前日にご案内します。
●お申込み締切は開催日前日の12時となっております。
●ウェビナー参加の際は、Google Chromeよりご参加ください。
●同業他社の方のご参加はお断りさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

株式会社ラクス

弊社はCMでもお馴染みの「楽楽精算」「楽楽明細」を中心に、業務の効率化や企業の成長を継続的に支援いたします。

▶担当者から一言

この度、 中央会様と「DX推進」として、ご連携させていただくこととなりました。郵送代金の値上げによる請求書の電子発行のご支援や、法対応など幅広い範囲でご支援いたします。ぜひご相談をお待ちしております。

ITでバックオフィス業務の効率化やペーパーレス化など、皆さまのご支援をさせていただきます。

～弊社システム一覧～

楽楽精算：経費にかかわる全ての処理を効率化できる経費精算システム
楽楽明細：請求書や納品書などを電子で発行する電子請求書発行システム
楽楽販売：業務フローにあわせた柔軟な構築が可能な販売管理システム
楽楽勤怠：勤怠管理、給与計算を楽にする勤怠システム

中央会様のご紹介にて、製品特典もございますので中央会様のお問合せ窓口までお気軽にご連絡くださいませ。

大阪府中央会では、経営に役立つ最新情報や補助金・施策情報をお届けするメールマガジンを配信しています。
無料でご登録いただけますので、ぜひご活用ください。登録は右記QRコードからお願いします。

＼ 会員組合、組合員企業のIT化、DXに関するお問い合わせ ／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947−4371
「大阪府中央会のDX」https://www.maido.or.jp/dx/

「令和８年熊本地震」義援金のご報告とお礼

今年７月に発生した熊本地震により被災された中小企業組合及び中小企業並びに関係者の方々の早期復興を目的として、大阪府中央会において義援金を募りましたところ、８８の会員組合・団体の皆様から計５３７万円の義援金をお寄せいただきました。これに大阪府中央会からの義援金を合わせた計５６０万円を全国中央会へお送りしました。

全国中央会には、各都道府県中央会から義援金が寄せられました。本義援金については、熊本県中央会を通じて、被災された皆様の復旧・復興支援に活用される予定です。

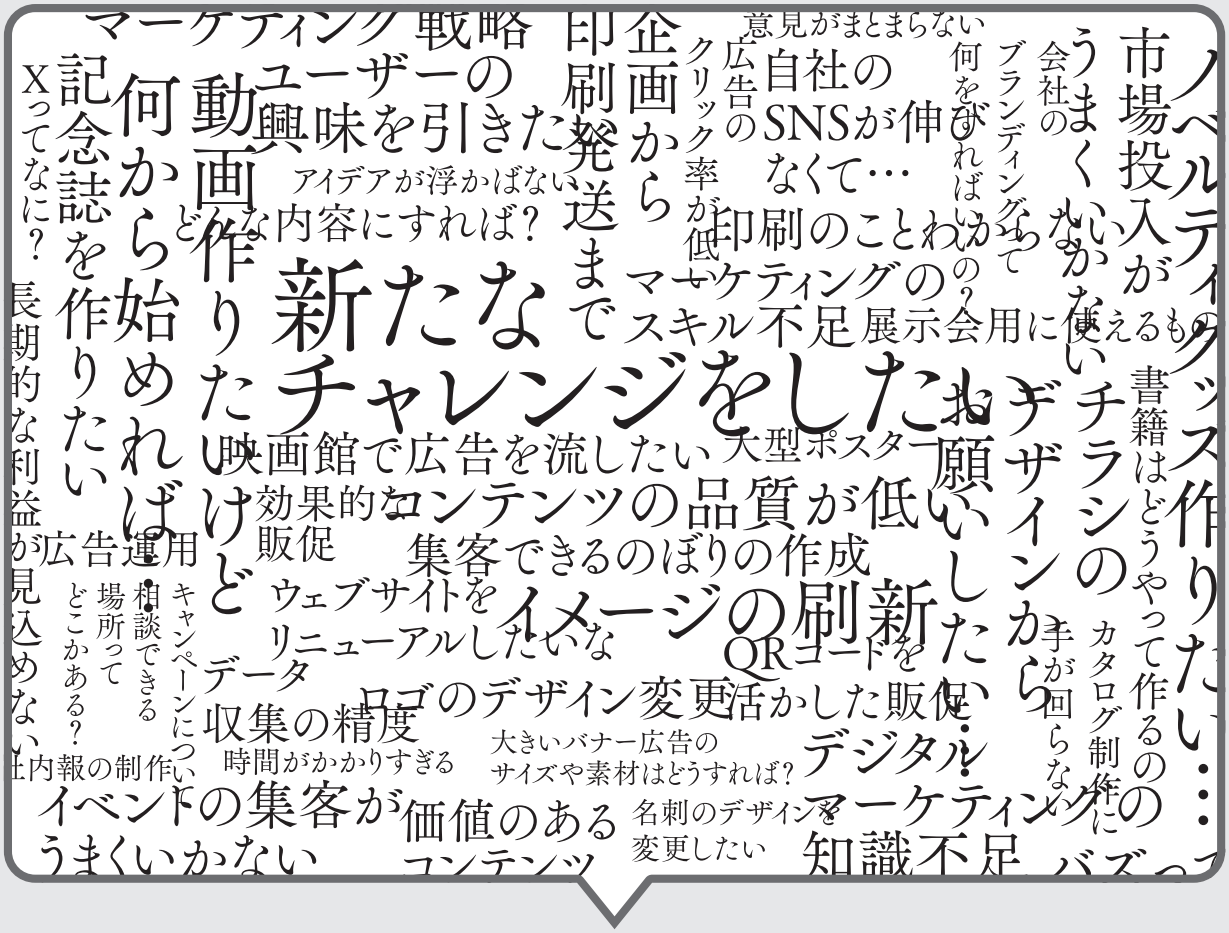
以上、ご報告申し上げますとともに、ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

なお、義援金にご協力いただいた会員組合・団体の皆様は次のとおりです。

義援金にご協力いただいた会員組合・団体一覧

（順不同・敬称略）

事業者名		
泉佐野市認定水道工事業協同組合	大阪府電気工事工業組合	近畿税理士データ通信協同組合
一般社団法人大阪中小企業診断士会	大阪府電設資材卸業協同組合	近畿石鹸洗剤工業協同組合
一般社団法人大阪府解体工事業協会	大阪府テントシート工業組合	近畿鍛工品事業協同組合
大阪医療介護協同組合	大阪府陶磁器商業協同組合	近畿マスチック事業協同組合
大阪インナーファッション協同組合	大阪府豆腐油揚商工組合	新建築設計事業協同組合
大阪沿岸荷役事業協同組合	大阪府生菓子協同組合	吹田市旭通商店街協同組合
大阪織物小売商協同組合	大阪府板金工業組合	スポーツ用品卸商業組合
大阪化成金属工業協同組合	大阪府洋菓子工業協同組合	西部工業用ゴム製品卸商業組合
大阪管工機材商業協同組合	大阪府ランドリー協同組合	全大阪個人タクシー協同組合
大阪建築工事金物協同組合	大阪マテリアル協同組合	全国紙管工業組合
大阪珈琲商工組合	大阪銘木協同組合	全国食肉輸出入事業協同組合連合会
大阪市水産物卸協同組合	大阪鍍金材料商業組合	泉州卸商業団地協同組合
大阪ステンレス商工協同組合	関西アルマイト工業協同組合	全日本ブラシ工業協同組合
大阪船場繊維卸商団地協同組合	関西シーリング工事業協同組合	泉北光明池専門店事業協同組合
大阪装粧品協同組合	関西スポーツ用品工業協同組合	富田林市自動車協同組合
大阪タイル協同組合	関西電線販売業協同組合	富田林中小企業工業協同組合
大阪電気器材協同組合	北田辺公設市場協同組合	ナニワ紙加工協同組合
大阪ニットファッション工業協同組合	協同組合エイケイアール食品小売共栄会	ナニワ企業団地協同組合
大阪美術商協同組合	協同組合大阪紙文具流通センター	西日本段ボール工業組合
大阪府菓子工業組合	協同組合大阪写真家協会	日本レッグニット卸商協同組合
大阪府家庭金物卸協同組合	協同組合関西技術協力センター	阪堺事業協同組合
大阪府牛乳商業組合	協同組合関西経営開発センター	阪神造園建設業協同組合
大阪府警備業協同組合	協同組合関西地盤環境研究センター	東大阪機工会
大阪府自転車軽自動車商業協同組合	協同組合ジャパンデザイン プロデューサーズユニオン	東大阪市水道工事業協同組合
大阪府自動車車体整備協同組合	協同組合新大阪センイシティー	東大阪電気工事業協同組合
大阪府自動車電装品整備商工組合	協同組合ビジネスナビ	東大阪造園石材事業協同組合
大阪府砂利石材協同組合	協同組合物流ネットサービス	北摂葬祭業協同組合
大阪府水産物卸協同組合	協同組合ＨＯＺＥＮ	守口市水道工事業協同組合
大阪府タグ事業協同組合	橋梁建設事業協同組合	
大阪府建具協同組合	近畿外壁仕上業協同組合	



それらすべてお任せください

TOTAL COMMUNICATION

関西共同

印刷・SNS・グッズ・HP等、ご相談だけでもOKです!

株式会社 関西共同印刷所

本社：〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5
新大阪営業所：〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-4 KDX新大阪ビル4階

お問合せ 営業2課

TEL 06-6453-3335

Mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

価格転嫁は「交渉」で終わらない
ー業種別のポイントと、実践につなげる価格交渉ー



中小企業診断士　大萱　芳久
（一般社団法人大阪中小企業診断士会）

夏号では、価格転嫁を「値上げ」ではなく、適正な利益を確保し、賃上げや設備投資、付加価値向上につなげる経営活動として捉えました。また、その第一歩として「コストの見える化」「付加価値の整理」「価格交渉の準備」を紹介しました。今回は、それを実際の価格交渉につなげるため、業種ごとの特徴と進め方を見ていきます。

1．価格転嫁は、まだ「十分」とはいえない

中小企業庁の２０２５年９月の価格交渉促進月間フォローアップ調査では、コスト全般の価格転嫁率は約５割にとどまりました。コスト要素別では、原材料費５５.０％、労務費５０.０％、エネルギー費４８.９％です。改善はみられるものの、コスト上昇分を十分に反映できていない企業も多く、特に労務費の転嫁は今後も重要な課題です。

表１　コスト要素別の価格転嫁率と経営上のポイント

コスト要素	2025年９月の転嫁率	経営上のポイント
原材料費	55.0%	仕入価格・市況変動を定期的に確認
労務費	50.0%	賃上げ・人材確保の原資として説明
エネルギー費	48.9%	電気・燃料等の変動を継続的に把握

※中小企業庁「２０２５年９月の価格交渉促進月間の結果②」より。転嫁率は、価格転嫁不要の回答を除いた集計。

2．業種によって「価格転嫁のやり方」は違う

価格転嫁の基本は共通していますが、コスト構造や顧客との関係が異なるため、交渉のポイントは業種によって変わります。自社の業種に合った「何を根拠に、誰に、どのタイミングで伝えるか」を考えることが重要です。

表２　業種別にみた主なコスト要因と価格転嫁のポイント

業　種	主なコスト要因	価格転嫁のポイント
製造業	原材料・電力・外注費・労務費	製品別原価を把握し、材料単価・加工時間などの変動を示す
卸売業	仕入価格・物流費・人件費	仕入先からの価格改定情報と物流コストを整理し、販売先と共有する
小売業	仕入価格・人件費・光熱費	商品別の粗利益を確認し、価格改定と商品構成を一体で考える
サービス業	人件費・外注費・地代家賃等	サービス提供時間・人員配置と価格を結び付け、価値を言語化する
建設･運送等	労務費・燃料費・資材費	契約時点だけでなく、コスト変動時に再協議できる仕組みを検討する

2-1．価格改定の根拠を整理する

材料費、外注費、物流費、エネルギー費、労務費など、増加したコストを項目別に整理し、「いつから」「どの程度」上昇したのかを示します。必要に応じて、公的統計や業界資料も根拠として活用します。

2-2．「希望価格」を具体的に示す

交渉では、相手任せにせず、自社として必要な価格を具体的に示すことが重要です。「人件費が上がったので値上げしたい」ではなく、「材料費や労務費の上昇により現行価格では必要な利益を確保できないため、○月から○%の改定をお願いしたい」と、理由と希望をセットで伝えます。

2-3．価格以外の条件も含めて考える

価格交渉では、単価だけでなく、発注ロット、納期、仕様、支払条件なども含めて見直します。単価改定が難しい場合でも、取引条件の見直しによって採算改善につながることがあります。

2-4． 交渉内容を記録し、次回につなげる

価格改定を一度で終わらせず、次回の協議につながる記録を残すことが大切です。発注者・受注者双方が定期的に対話し、交渉内容を共有・保管することで、継続的な価格協議につなげやすくなります。

表3　交渉記録に残しておきたい項目

交渉記録に残す項目	記載例
価格改定の理由	原材料費・労務費の上昇
根拠資料	仕入先見積、統計資料、賃金改定状況等
希望する改定内容	○月から○%改定
先方の回答・条件	○%で合意、次回○月に再協議
次回確認事項	人件費・原材料価格の推移を確認

2-5．うまくいかない場合も見直しの機会にする

希望どおりに価格転嫁できない場合でも、そのまま終わらせず、何が受け入れられなかったのかを確認することが重要です。根拠資料、採算、取引条件、顧客が評価する価値を見直すことで、次の改善につながります。

表4　価格転嫁が進まないときに見直したい視点

状　況	次に検討したいこと
コスト上昇の説明が伝わらない	原価データ・公表資料を整理し直す
価格は上げられたが利益が増えない	商品・顧客別の採算を確認する
取引先が価格改定に難色を示す	仕様・ロット・納期等の条件も含めて協議する
値上げ後に受注が減った	顧客が評価する価値を再整理する

2-6．発注者側にも協議の姿勢が求められる

価格転嫁は受注者だけの課題ではありません。発注者にとっても、取引先が適正な利益を確保できなければ、品質低下や供給不安などのリスクにつながります。そのため、発注者側にも、価格協議の場を設け、定期的に対話する姿勢が求められます。

表５　受注者側と発注者側の主な役割

受注者側	発注者側
コスト上昇を把握する	取引先のコスト上昇を理解する
根拠資料を準備する	公表資料等を踏まえて協議する
希望価格を具体的に提示する	一方的に価格を決めず協議する
交渉記録を残す	交渉記録を共有・保管する
継続的に対話する	定期的な協議の場を設ける

３．価格転嫁を経営改善につなげる視点

価格転嫁は、単にコスト上昇分を上乗せするだけでは十分ではありません。確保した利益を将来の成長につなげる視点が重要です。

3-1．「原価」から「採算」へ

製品・サービスごとの利益を把握し、採算の低いものを見つけることが重要です。価格改定は一律ではなく、採算に応じて見直します。

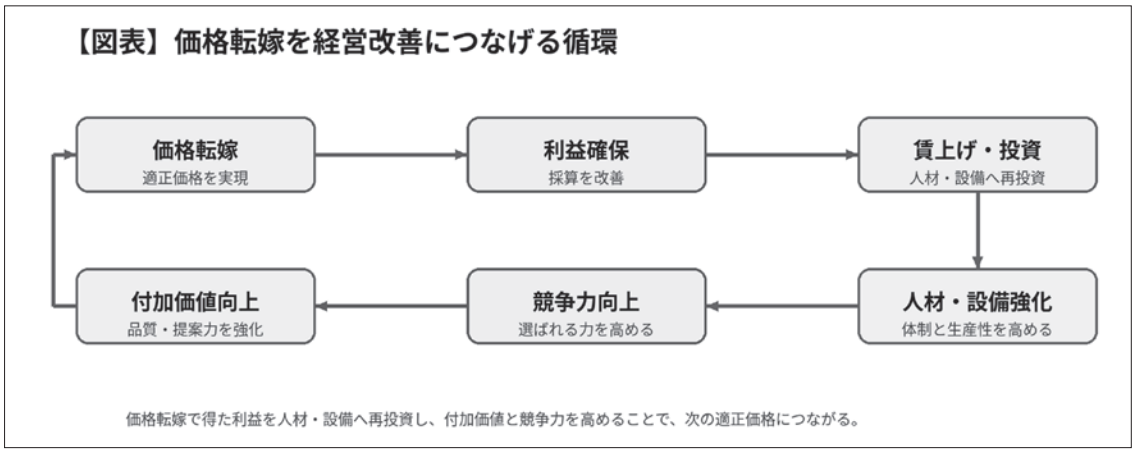
3-2．「価格」から「価値」へ

価格を上げるには、その根拠となる価値を顧客に伝える必要があります。品質、技術、納期、専門性など、自社の強みを言語化することが重要です。

3-3．「一回の交渉」から「継続的な協議」へ

コストは今後も変動するため、価格改定を一度きりで終わらせず、定期的に協議する仕組みを持つことが重要です。

3-4．利益を再投資し、次の成長につなげる



価格転嫁で確保した利益は、賃上げ、人材育成、設備投資、ＤＸ、新商品開発などに再投資してこそ意味があります。この循環をつくることが、価格転嫁を持続的な経営戦略に変えるポイントです。

４．実践チェックリスト

最後に、自社の取組状況を確認してみましょう。すべてに「はい」と答えられなくても構いません。まずは「いいえ」となった項目から改善することが、実践への第一歩です。

表６　価格転嫁の実践チェックリスト

チェック項目	はい／いいえ
製品・サービスごとの原価を把握している	□ はい　□ いいえ
材料費・外注費・人件費等の上昇率を把握している	□ はい　□ いいえ
自社の商品・サービスの強みを説明できる	□ はい　□ いいえ
価格改定を行う際の根拠資料を準備している	□ はい　□ いいえ
希望する価格・改定率を具体的に提示できる	□ はい　□ いいえ
取引先と定期的に価格について協議している	□ はい　□ いいえ
過去の価格交渉の内容を記録している	□ はい　□ いいえ
価格改定後の採算を検証している	□ はい　□ いいえ

５．価格転嫁を「交渉力」ではなく「経営力」に

価格転嫁は、取引先に値上げを認めてもらうためだけのものではありません。自社の原価を把握し、価値を整理し、適正な利益を確保できる価格を考え、取引先と継続的に対話する。こうした一連の取組そのものが経営力の向上につながります。価格転嫁をきっかけに、自社の「稼ぐ力」を見直すことが重要です。

次号（冬号）の予告

冬号では、夏号・秋号の内容を踏まえ、価格転嫁を一時的な対応で終わらせず、継続的な経営の仕組みとして定着させるためのポイントを整理します。価格転嫁と賃上げ、ＤＸ・生産性向上、付加価値向上の関係にも触れながら、これからの中小企業経営における「適正価格」を考えます。

【参考資料】

- 中小企業庁「価格交渉促進月間（２０２５年９月）フォローアップ調査の結果」
- 中小企業庁「２０２５年版 小規模企業白書」第６節 価格転嫁
- 公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和８年１月改正）
- 中小企業庁「取引適正化、価格交渉・価格転嫁、官公需対策」

＼大阪府内中小企業の価格転嫁を促進する「価格転嫁支援事業」を実施しています!／

お問い合わせ先　大阪府中小企業団体中央会　総務部総務企画課
TEL（06）6947−4370

中小企業診断士が直接訪問し、適正な原価把握や価格転嫁交渉に使う資料の作成等を支援をする「伴走支援」も受付中です。お試しコース「１回プレ相談」もございますので、ぜひお気軽にご相談ください。

https://osaka-kakakutenka.com/

※本事業は、中小企業価格転嫁支援業務共同企業体（公益財団法人大阪産業局、一般社団法人大阪府中小企業診断士協会、大阪府中小企業団体中央会）が事業受託し、実施しています。

「40年に一度の大改正」に備える！
今すぐ見直すべき「労働時間管理」の基礎と実践



社会保険労務士　澤田　敏仁

1．なぜ今、労働時間管理の「見直し」が必要なのか？

２０２７年以降の施行を目指し、厚生労働省を中心に労働基準法の大幅な改正（いわゆる「４０年に一度の大改正」）に向けた議論が進んでいます。今回の法改正議論では、１４日以上の連続勤務の禁止、勤務間インターバル制度の義務化、勤務時間外の連絡拒否を認める「つながらない権利」のガイドライン化など、従業員の健康確保と労働時間の適正管理を厳格化する方針が打ち出されています。

「うちは社員が自主的に残業しているから」「昔からこのやり方でやってきたから大丈夫」といった考え方は、もはや通用しない時代を迎えています。労働時間管理の甘さは、未払い残業代の遡及請求や労基署からの是正勧告といった大きな労務リスクに直結します。同時に、求職者が企業の労働環境やコンプライアンス姿勢を厳しく見定める現在、適切な時間管理ができない企業は深刻な採用難に直面します。

２０２７年の法改正を乗り越え、従業員から選ばれ続ける企業であり続けるために、企業が押さえておくべき労働時間管理の基礎と実践ステップを整理していきましょう。

2．経営者が押さえておきたい「労働時間」の正しい定義

労働時間管理を適切に行うための第一歩は、「労働時間」の法律上の正しい定義を正確に理解することです。労働基準法における労働時間とは、単に「デスクに向かって作業をしている時間」だけを指すわけではありません。判例や厚生労働省のガイドラインにおいて、労働時間とは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義されています。経営者が誤解しがちで、トラブルの原因となりやすい「グレーゾーンの時間」には以下のようなものがあります。

経営者が誤解しやすいグレーゾーンの労働時間

①　手待時間（指示待ち・電話番など）
客足が途絶えて待機している時間や、電話番をしながらの休憩。 ⇒指示があればすぐ業務復帰できる状態は「労働時間」
②　準備・片付け時間
始業前の制服への着替え、朝礼参加、終業後の清掃や日報記入。 ⇒業務上不可欠・義務付けられているものは「労働時間」
③　研修・勉強会
実質的に参加が義務付けられている講習や、命令による勉強会。 ⇒自由参加でない限り「労働時間」
④　黙認している早出・残業
指示はしていないが、業務を行っていると知りつつ放置。 ⇒黙認＝指示とみなされ「時間外労働（労働時間）」

「実質的に拘束している時間」はすべて労働時間として集計する必要がある点を再確認しましょう。

3．「労働時間管理」３つの基本ルール

実務において適正な時間管理を行うために、自社の運用が以下の３つの基本ルールに合致しているか確認してください。

（1）法定労働時間と「36協定」の再確認

労働基準法上の原則は「１日８時間、週４０時間」です。これを超えて労働させる場合、事前に労働者代表と「３６協定（時間外・休日労働に関する協定）」を締結し、労基署へ届け出ることが必須です。３６協定を締結していても、時間外労働には「原則として月４５時間・年３６０時間」という上限が存在し、特別な事情がある場合でも年７２０時間などの上限規制を超えてはなりません。

（2）客観的な方法による労働時間の把握

従業員による自己申告制は原則として認められません。タイムカードの打刻、ＩＣカードの入退室記録、パソコンのログイン・ログオフ履歴など、「客観的なデータ」を基に労働時間を記録する必要があります。やむを得ず自己申告制を取っている場合でも、実際の出退勤と自己申告時間に差異があれば、その理由を確認する運用を整えましょう。

（3）「休日」と「休憩」の適切な運用

休憩時間（労働時間が６時間を超える場合は４５分以上、８時間を超える場合は１時間以上）は、労働者が業務から「完全に解放」されている必要があります。電話番や来客対応をさせながらの休憩は違法です。また、法定休日（原則として週１日、または４週間で４日以上）を適切に与えているかを点検してください。

４．2027年改正を見据えた「実務チェックリスト」

２０２７年の法改正に向けた検討内容を踏まえ、今から自社の現場環境をチェックしておくべき項目は以下の通りです。

□ 連続勤務の状況
月末や繁忙期において、１４日以上の連続勤務が発生していないか？

□ 退勤から翌日出勤まで１１時間空ける（勤務間インターバル）
退勤時刻から翌日の出勤時刻までに、十分な睡眠・生活時間（１１時間程度）が確保できているか？

□ 時間外での連絡控え（つながらない権利）
退勤後や休日に、ＬＩＮＥやメール等で頻繁に業務連絡を送っていないか？

□ 副業・兼業者の管理
自社従業員の副業状況を把握し、他社での労働時間を把握する方法があるか？

５．企業が取り組むべき「改善策」のロードマップ

法改正への対応と労務リスクの排除に向け、次の手順で段階的に改善を進めていきましょう。

① 現状の可視化：勤怠データと実際の現場の動き（ＰＣのログ等）との間にギャップがないかをしっかり調査します。
② 制度・規程の改定：就業規則や３６協定を見直し、実態に即した内容へアップデートします。
③ クラウド型勤怠管理システムの導入：手書きなどアナログな管理から、リアルタイムに労働時間や残業超過アラートを確認できるクラウドシステムを導入します。
④ 組織文化の改革：経営者自らが「長時間労働を評価しない」姿勢を示し、業務プロセスの見直しによる生産性向上を推進します。

６．労働時間管理の適正化は「守り」であり「攻め」

労働時間管理の見直しは、単に法令違反やペナルティを防ぐ「守り」の施策にとどまりません。残業の削減や適切な休息の確保は、従業員の健康を守り、離職を防ぎ、業務効率を高めるための重要な「攻め」の経営施策です。

２０２７年の労働基準法改正に向けた動きは、自社の働き方や労務管理体制を見直し、より強固な組織をつくる絶好の機会です。まずは現在の労働時間の把握方法と運用ルールの見直しから始めていきましょう。

＼ 大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています ／

お問い合わせ先

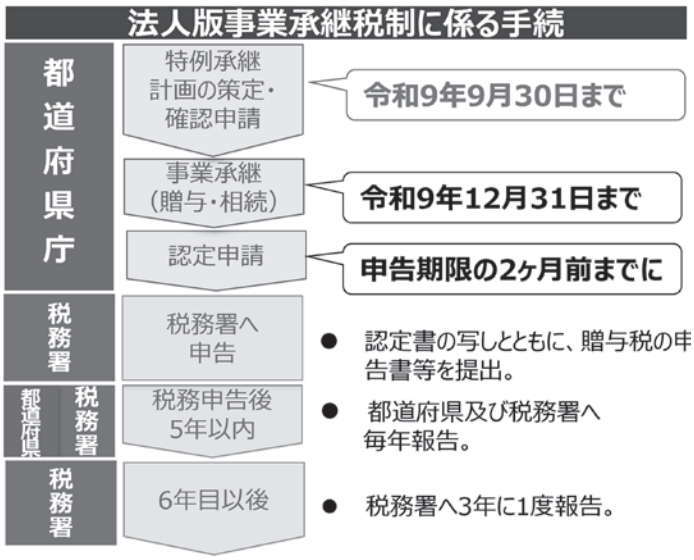
大阪府中小企業団体中央会　総務部
TEL（06）6947−4370

法人版事業承継税制（特例措置）と非上場株式評価方式の見直し



税理士　坂本 幹雄
（税理士法人コモンズ代表　大阪府中小企業団体中央会顧問税理士）

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、「法人版事業承継税制（特例措置）」があります。中小企業の事業承継をさらに後押しするため、平成30年度税制改正において10年間限定でその内容が大幅に拡充されました。活用・申請手続きの概要は右の通りです。



◆特例承継計画の提出期限は令和９年９月30日まで

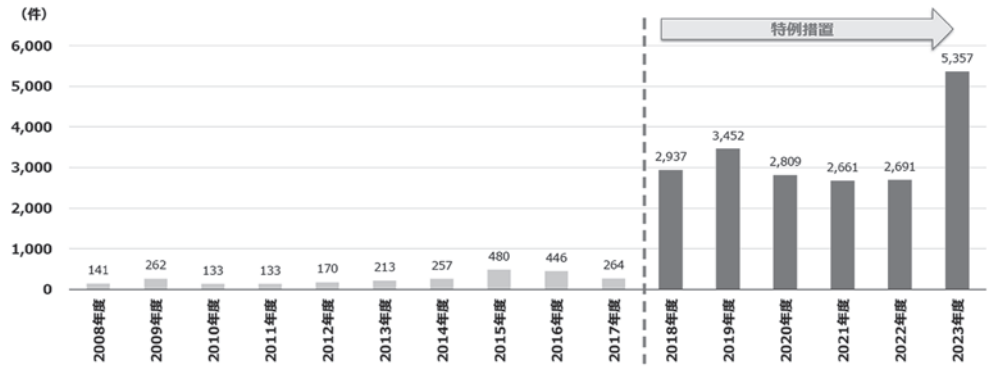
申請に関する問い合わせ先は申請企業の主たる事務所が所在している都道府県庁で大阪府の場合「大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課」です。

注意しなければいけないことは、令和９年９月末までに「特例承継計画」を提出し、令和９年１２月末までに実際に承継を行うことで、納税猶予割合が１００%になります。特例承継計画の提出期限は令和８年度税制改正で延長されていますが、適用期限（令和９年１２月末）の変更ありませんので注意が必要です。

なお「法人版事業承継税制（特例措置）」の活用状況はつぎのとおりです。

● **法人版事業承継税制**について、一般措置については、平均250件／年程度の活用件数であったが，2018年に特例措置が創設されて以降、2020年度～2022年度はコロナ禍の影響で落ち込んだものの、**平均約3,000件／年の特例承継計画の提出**がなされている。

事業承継税制の活用件数



◆非上場株評価の新評価方式に係る見直し

取引相場のない株式の評価について、現行制度に内在する歪みの是正を目的として、国税庁の有識者会議において見直しの検討が進められています。今回の見直しは単なる算式の微調整ではなく、約６０年維持されてきた評価体系を抜本的に再構築するもので、相続・事業承継実務に与える影響は大きいと考えられます。

◆現在検討されている「非上場株式評価方式」見直しのポイントは次の通りです

1　「原則的評価方式」は会社規模の区分と類似業種比準方式を廃止し「残余利益方式」に一本化されます。

2　残余利益方式は直前期末の簿価純資産に５年分の残余利益等を加え斟酌率を乗じて評価額を算出します。

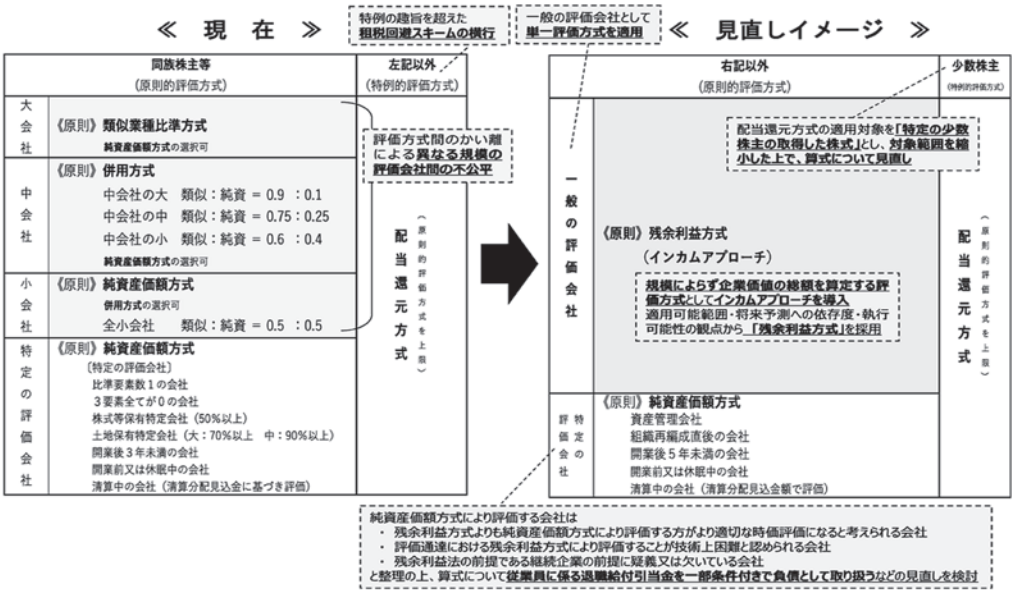
3　特定の評価会社の種類を整理し、「配当還元方式」は対象を特定の少数株主に縮小したうえで算式を見直し

「特定の評価会社」については、類似業種比準方式の廃止に伴い「比準要素数１の会社」と「３要素全てが０の会社」がなくなり、「株式等保有特定会社」や「土地保有特定会社」は「資産管理会社」と位置付けられます。「開業後３年未満の会社」は「開業後５年未満の会社」とされ、「組織再編成直後の会社」が新設されるほか、退職給付引当金を一部条件付きで負債として扱うなど、算式の見直しも検討されています。

「配当還元方式」は、適用対象を同族株主等以外の株主から「特定の少数株主が取得した株式」に縮小したうえで、算式の見直しも検討されています。

「残余利益方式」は、「直前期末の簿価純資産」に「企業の収益獲得能力」を加え、「斟酌率」を乗じて評価額を算出します。収益獲得能力は５年分の残余利益を用い、株主が通常期待する「還元率」を使用し、簿価純資産には税務上の簿価を使うことが検討されています。

一本化により会社規模の区分や資産の洗替えの手間がなくなり評価事務の負担は減るとみられますが、評価額として純資産価額方式を適用していた小会社等では評価額が減額、類似業種比準方式を適用していた大会社等では増額するケースもあると指摘されています。



◆「類似業種批准方式」の存続と「新たな事業承継税制の創設」を要望する

令和６年４月の会計検査院報告で、「類似業種批価額を適用する割合が高い規模の大きな会社ほど、株式の評価額が相対的に低く算定される」ことを問題視しました。しかし、類似業種価額がこれまでの見直しで低く算定されるようになった背景には、「事業承継で株式を移動させるごとに税金がかかり、中小企業者が大変だからといった」背景があることに注目しなければいけません。また、中小企業にとって、経営者が交代するたびに相続税等を納税しなければならず、その負担が大きいという現状も考えなければならない重要な問題です。

事業承継税制については、経済産業省の令和９年度税制改正要望で「事業承継税制は１０年間限定（令和９年末まで）の時限的な措置であり、令和８年度与党税制改正大綱の記載を踏まえつつ、あり方を見直す。具体的には、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に 見直し・強化を行う。」としており、今後ともその動きを視し中小企業者が安心して事業承継をできるようにしなければいけません。

＼大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会　総務部
TEL（06）6947−4370

人材確保対策セミナーを開催!
～補助金・助成金の活用とSNS時代の採用戦略を学ぶ～

大阪府中小企業団体中央会では、去る７月２４日（金）、マイドームおおさかにおいて、令和８年度人材確保対策セミナーを開催しました。当日は会場とオンラインによるハイブリッド方式で実施し、４５名の方々にご参加いただきました。

第１部では、中小企業診断士・社会保険労務士の村上英昭氏を講師に迎え、「人材確保・賃上げに活用できる補助金・助成金・税制」をテーマにご講演いただきました。講演では、人手不足や最低賃金の引上げなど、中小企業を取り巻く厳しい経営環境の中で、人材確保・定着を進めるためには、賃上げや働きやすい職場づくりに加え、国の支援制度を積極的に活用することが重要であると説明されました。続いて、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、両立支援等助成金、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金について、それぞれの制度概要や対象となる取組、申請時の留意点などが分かりやすく解説されました。また、省力化投資補助金や中小企業新事業進出補助金についても紹介され、「大幅賃上げ特例」や「最低賃金特例」の内容、さらに賃上げ促進税制との組み合わせによる効果的な活用方法について説明が行われました。加えて、制度を活用するためには、就業規則や労務管理体制の整備、賃金台帳や出勤簿の適切な管理など、日頃からの適正な労務管理が不可欠であることが強調されました。

第２部では、中小企業診断士・社会保険労務士の床田知志氏より、「若手人材に選ばれる会社になる！ＳＮＳ・スマホ時代の採用戦略」をテーマにご講演いただきました。少子高齢化による人手不足が深刻化する中、スマートフォンやＳＮＳが求職者の情報収集手段として定着している現状を踏まえ、従来型の求人手法だけではなく、企業自らが魅力を発信する採用広報の重要性について解説されました。企業理念や職場の雰囲気、社員の働く姿などを継続的に発信し、企業の魅力を「見える化」することが、若手人材から選ばれる企業につながることが紹介されるとともに、採用ターゲットに応じた情報発信の考え方や、動画コンテンツの活用方法、応募につながる導線づくりなどについて、具体的な事例を交えながら説明が行われました。

今回のセミナーでは、人材確保・定着を進めるためには、補助金・助成金・税制を活用した職場環境の整備と、生産性向上への投資に加え、時代の変化に対応した採用広報の充実が重要であることへの理解が深まりました。当会では今後も、中小企業・組合の皆様の人材確保・定着や経営力向上に役立つ情報提供とセミナーを継続して実施してまいります。







セミナーの様子
第１部の講師　村上氏（左上）
第２部の講師　床田氏（左下）
会場の様子（右上）

高知県ものづくりLABO様との意見交換会･交流会を開催しました

～大阪府中小企業女性中央会（ELLE-Place大阪）～

大阪府中小企業女性中央会（ＥＬＬＥ-Ｐｌａｃｅ大阪）では、令和８年９月８日(火)から９日(水)にかけて、高知県ものづくりＬＡＢＯの皆様をお迎えし、意見交換会・交流会ならびに見学会を開催しました。

９月８日に実施した意見交換会には、当会の青木会長・川野副会長、中津副会長が出席し、両団体の活動内容や運営に関する取り組みについて情報共有を行いました。それぞれの地域で抱える課題や特色についても率直な意見交換が行われ、人材確保や組織運営、地域との関わり方など、地域ならではの課題について活発な議論が交わされました。

今回の交流では、設立間もない高知県ものづくりＬＡＢＯと、２０年以上の歴史を持つエルプラス大阪という異なる背景を持つ団体が、それぞれの立場や経験から意見を出し合いました。新しい発想やチャレンジ精神と、長年の活動で培われた経験やノウハウを共有することで、双方にとって大変有意義な学びの機会となりました。

意見交換会後の懇親会では、和やかな雰囲気の中で、意見交換会の時間内では話しきれなかった内容についても活発な会話が続き、団体に対する思いや今後の展望など、多くのテーマについて語り合うことができました。

翌９月９日には、エルプラス大阪・青木会長の企業である「月化粧ファクトリー」を見学しました。製造工程はもちろんのこと、施設全体に見られる仲間（従業員）への配慮や、お客様に快適に過ごしていただくためのさまざまな工夫を実際に目にすることができ、大変有意義な見学となりました。

見学に参加された高知県ものづくりＬＡＢＯの皆様からも、「参考になる取り組みが多かった」「ものづくりへの姿勢を感じることができた」など、多くの好意的な感想をいただきました。ものづくりを生業とされている皆様に良い評価をいただけたことは、私たちにとっても大変うれしい機会となりました。

当日はあいにくの天候ではありましたが、それを感じさせないほど充実した交流の時間となりました。今回築くことができたご縁を今後の活動につなげ、引き続き地域を越えた連携を深めてまいります。





大阪府中小企業女性中央会：ELLE-Place 大阪 では会員を募集しています！
お問い合わせ：ELLE-Place 大阪　事務局担当
TEL：06 － 6947 － 4370　mail：elle-place@maido.or.jp

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度 P.35

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療･がん･介護の単品型まで幅広いニーズにサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度 P.36

まい・どリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

中央会ビジネスＪネクスト（業務災害補償保険） / ビジネス総合保険制度 P.37

中央会ビジネスＪネクスト（業務災害補償保険）

企業を労働災害リスクから守るための傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス総合保険制度

企業を事業経営リスクから守るための保険

- マイカー･自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度 P.38

- １事故あたり最高５億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度 P.39

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

大阪府中小企業団体中央会共済制度

法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの**退職金**の**準備**

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時
事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの
事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの
退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの**保障準備**

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)、および当該組合員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉**大阪府中小企業団体中央会**
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉**大樹生命保険株式会社**

〈お問い合わせ〉**大樹生命保険株式会社 大阪支社**
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉**大阪府中小企業団体中央会**
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903　K-2023-1002（2023.4）

保険期間	7月1日～1年間
加 入 日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会　経営者・従業員総合補償制度

（傷害総合保険・所得補償保険）

まい・どリーム

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

団体割引 20%

過去の損害率による割引5%

ライフスタイルに合わせて選べる保険

傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事中のみ補償」「24時間補償」など
 多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償





中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

保険期間

2026年7月1日～2027年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL：050-3808-2271

三井住友海上火災保険株式会社
TEL：06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL：06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪企業公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 050-3808-2271

SJI26-10934　　2026年7月17日作成

大阪中小企業団体中央会　会員のみなさまへ

MS&AD
三井住友海上

全国中小企業団体中央会の
お得な保険制度をご存じですか？



ご存じですか？

「ビジネスＪネクスト」

－業務災害補償保険－



保険料の割引

最大約58%割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
（リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－企業総合賠償責任保険－



保険料の割引

最大約28%割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
（リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者
大阪中央合同会社
住所：大阪市中央区本町橋2-5　マイドームおおさか6階
TEL:06-6949-4371　FAX:06-6949-4372

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社　大阪北支店　大阪北第三支社
住所：大阪市中央区北浜4-3-1　三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F
TEL:06-6229-3269　FAX:06-6229-3284

2020.7／AYG11／D

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

業務災害補償制度

（事業活動総合保険）

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務が明文化されています。

補償（賠償）額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ　高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業　種	判決年	症　状	原　因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頚椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~割安（※1）

POINT 1

全国中小企業団体中央会のスケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」を標準セット

1事故あたり**最高5億円**までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の認定を**待たずに**
保険金の支払いが可能

POINT 4

改正労働安全衛生法施行
2028年4月義務化対応
ストレスチェックサポートサービス
ご利用可能

保険期間 2026年10月1日～1年間（中途加入は毎月受付中）

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
（※1）団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪企業公務部第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL：050-3808-2271
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL：06-6949-4371

保険契約者　**全国中小企業団体中央会**
制度推進　**大阪府中小企業団体中央会**
TEL：06-6947-4370

SJI26-11978（2026年8月13日作成）

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！

BESTパートナー 大樹生命 日本生命グループ

集団扱自動車保険制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1 集団扱は保険料がおトク!

一般分割 口座振替 12回払	集団扱 12回払	月々－350円
7,490円（月払保険料）	7,140円（月払保険料）	
年間保険料 89,880円	年間保険料 85,680円	



年間保険料では 4,200円もおトク！

『ＧＫ クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

■始期日：2023年1月1日 ■初度登録：2020年12月 ■記名被保険者：個人＜35才＞ ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
■自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人･自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■対物超過修理費用特約：あり
■不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
■人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット）■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
■傷害一時金（１万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
■全損時諸費用特約：あり ■ロードサービス費用特約：あり ■新車割引：適用 ■車両保険無過失事故特約：あり
■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2 ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の２か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3 等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。
※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問合わせください。
●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社
■大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

11月10日(火)	行事 小規模事業者組織化指導事業特別講習会「AIに任せる仕事、人が手放さない仕事」 ところ マイドームおおさか　8階
11月11日(水)	行事 中小企業のための無料法律相談会・無料労務経営相談会　※予約制 ところ マイドームおおさか　6階
11月18日(水)	行事 価格転嫁セミナーおよび価格転嫁に関する意見交換会 ところ マイドームおおさか　8階
11月19日(木)	行事 第78回中小企業団体全国大会　熊本大会 ところ 熊本城ホール　メインホール
11月24日(火)	行事 組合代表者・事務局長合同会議 ところ マイドームおおさか　8階
12月　1日(火)	行事 サイバーセキュリティ対策について ところ シティプラザ大阪　2階　旬の間
12月　2日(水)	行事 大阪府協同組合職員互助会　越年パーティー ところ ホテルグランヴィア大阪
12月　6日(日)	行事 中小企業組合士検定試験 ところ エル・おおさか
12月16日(水)	行事 育成就労制度対策セミナー「育成就労計画認定施行日前申請について（予定）」 ところ シティプラザ大阪　3階　コッツウォルズ

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】
https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/

【セミナー・イベント情報】
https://www.maido.or.jp/news/news_category02/

メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様に、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから ➡

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会
大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL(06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴　田　昌　幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL(06)6453-2564(代)









大阪府中小企業団体中央会会員の皆様へ

シティプラザ大阪
2026

PARTY PLAN

― 期間 ―

2026年4月1日（水）

≫

2027年3月31日（水）

― 大切なおもてなしを、シティプラザ大阪で ―

ホテルならではの上質な空間とお料理で、各種パーティーにご利用いただけるフリードリンク付きの宴会プランをご用意しました。

≪利用時間：2時間制≫ ≪プランに含まれるもの：料理・飲み物・会場費・音響照明費・消費税・サービス料≫

ブッフェ料理 30名様から

洋食 or 和食

1名様 一般料金 ¥9,000 ⇒ 組合員様料金 ¥8,550

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金 ¥10,000 ⇒ 組合員様料金 ¥9,500

1名様 一般料金 ¥13,000 ⇒ 組合員様料金 ¥12,350

卓盛り料理 20名様から

洋食 or 和食

1名様 一般料金 ¥9,000 ⇒ 組合員様料金 ¥8,550

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金 ¥10,000 ⇒ 組合員様料金 ¥9,500

1名様 一般料金 ¥13,000 ⇒ 組合員様料金 ¥12,350

コース料理 20名様から

シティプラザ大阪
総料理長厳選の特別コース料理

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金

¥13,000

⇓

¥12,350

フリードリンク

瓶ビール ＋ オレンジジュース ＋ ウーロン茶 プラス

チョイスドリンク 右記より3種 お選びください。

◎焼酎（芋・麦） ◎ウイスキー
◎ワイン（赤・白） ◎梅酒
◎日本酒（燗） ◎酎ハイ

ドリンクオプション

- 1種類追加 プラス¥400
- ドリンク延長30分1名様¥800

※料金はセットプランの為、人数分のご注文とさせていただきます。
※小宴会場をご利用の場合、マイク設備がございません。必要な場合は別途有料にて承りますのでお申し付けください。
※表示価格には消費税・サービス料が含まれます。 ※写真はイメージです。

ご予約・お問合せ TEL.06-6947-7888 宴会予約（9:00～19:00）

スマートフォンよりアクセス

シティプラザ大阪 HOTEL & SPA

〒540-0029
大阪市中央区本町橋2-31

www.cityplaza.or.jp
シティプラザ大阪 検索

大切な資産を、着実に増やしたい方を応援します。

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

マイハーベストの特徴

有利な金利設定

通常の定期預金（固定金利）
よりも有利な金利を
ご提供します。

安全・確実に資産を運用

元金は当金庫が保障し、
満期まで変わらない固定金利で
お預かりします。

選べる期間

お客さまの資金計画に合わせて
期間1年、2年または3年が
お選びいただけます。

お預け入れは50万円から

お気軽に始められる
お預け入れ金額です。

お近くの商工中金へ、お気軽にどうぞ。

大阪支店
〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目7番13号
（地下鉄四ツ橋線本町駅23番出口）
電話（06）6532-0894（直）

船場支店
〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号
（地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線長堀橋駅1番出口前）
電話（06）6261-8431（代）

堺支店
〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2丁1番2号
（南海本線堺駅南口を南へ80m）
電話（072）232-9441（代）

東大阪支店
〒577-0013 東大阪市長田中2丁目1番32号
（地下鉄中央線長田駅2番出口上がる西200m）
電話（06）6746-1221（代）

人を思う。未来を思う。
商工中金